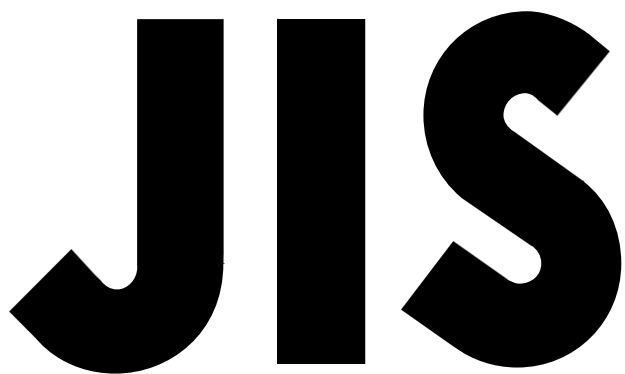




LED モジュール用制御装置－性能要求事項

JIS C 8153 : 2015

(JLMA/JSA)

平成 27 年 10 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第二部会 電気技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 崎 博 之	東京大学
(委員)	青 柳 恵美子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	岩 本 光 正	東京工業大学
	上 原 京 一	株式会社東芝
	大 石 奈津子	一般財団法人日本消費者協会
	熊 田 亜紀子	東京大学
	酒 井 祐 之	一般社団法人電気学会
	下 川 英 男	一般社団法人電気設備学会
	早 田 敦	電気事業連合会
	飛 田 恵理子	特定非営利活動法人東京都地域婦人団体連盟
	藤 倉 秀 美	一般財団法人電気安全環境研究所
	前 田 育 男	IEC/ACOS エキスパート (IDEC 株式会社)

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 21.3.20 改正：平成 27.10.20

官 報 公 示：平成 27.10.20

原 案 作 成 者：一般社団法人日本照明工業会

(〒110-0016 東京都台東区台東 4-11-4 三井住友銀行御徒町ビル TEL 03-6803-0501)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第二部会 (部会長 大崎 博之)

審議専門委員会：電気技術専門委員会 (委員長 大崎 博之)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 試験上の一般的注意事項	2
4.1 形式試験	2
4.2 試験用 LED モジュール	2
4.3 試験の順序	2
4.4 試験試料	2
4.5 試験を実施する制御装置の形式	3
4.6 試験条件	3
4.7 制御装置に対する要求事項	3
4.8 試験に使用する出力ケーブルの長さ	3
5 分類	3
5.1 負荷による分類	3
5.2 出力電圧による分類	3
5.3 出力電流による分類	3
6 表示	3
6.1 必須表示	3
6.2 選択表示	4
7 出力電圧及び出力電流	4
7.1 始動時及び接続時の要求事項	4
7.2 動作時の出力電圧及び出力電流	4
7.3 容量性負荷要求事項	4
7.4 始動時及び動作時の電圧サージ	4
8 全回路消費電力	4
9 回路力率	5
10 入力電流	5
11 可聴周波数におけるインピーダンス	5
12 異常動作試験	5
13 耐久性	5
附属書 A (規定) 試験	6
附属書 B (参考) 製品寿命及び故障率の手引	8
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	9
解 説	12

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本照明工業会（JLMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS C 8153:2009** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

LED モジュール用制御装置—性能要求事項

DC or AC supplied electronic control gear for LED modules— Performance requirements

序文

この規格は、2006 年に第 1 版として発行された **IEC 62384** 及び Amendment 1 (2009) を基とし、我が国の実情を反映させるため、技術的内容を変更して作成した日本工業規格である。ただし、追補 (amendment) については、編集し、一体とした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は、**JIS C 8154** に規定する制御装置を含まない LED モジュールと組み合わせて動作させる定格入力電圧が直流 250 V 以下、及び交流 1 000 V 以下の 50 Hz 又は 60 Hz の交流電源で使用し、出力電圧が直流又は電源周波数を含む交流である LED モジュール用制御装置の性能要求事項について規定する。この規格で規定する LED モジュール用の制御装置は、定電圧又は定電流を供給するように設計する。また、定電圧及び定電流以外の出力特性をもつ制御装置に関しても、この規格を適用できる。

注記 1 この規格で規定する試験は、形式試験であって、製造工程で行う個別の制御装置に対する試験は含まない。

注記 2 出力電圧を変更する手段をもつ制御装置についての要求事項は、検討中である。

注記 3 この規格に適合する LED モジュール用制御装置は、定格入力電圧 92 %～106 % の範囲で動作保証することが望ましい。

注記 4 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

IEC 62384:2006, DC or AC supplied electronic control gear for LED modules—Performance requirements 及び Amendment 1:2009 (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版 (追補を含む。) を適用する。

JIS C 8147-2-13 ランプ制御装置—第 2-13 部：直流又は交流電源用 LED モジュール用制御装置の個別要求事項